



誤解の多い「虐待」

～高齢者虐待防止法への理解～



介護経営ドットコム

目次

これって「身体的虐待」？.....	3
養介護事業者等による身体的虐待の例.....	4
「刑法」と「高齢者虐待防止法」の違い.....	5
介護事故後の隠蔽の危険性	6
「介護・世話の放棄・放任」という「虐待」.....	7
弁護士による研修の重要性	8

これって「身体的虐待」？



特養の施設長をしています。
先日、入所している80歳の女性利用者がベッドから転落して緊急搬送されました。搬送の結果、慢性のくも膜下出血を起こしていたほか、体中に痣が見つかったので、どうやら担当した医師が行政に通報したようです。当施設では、かねてからの人出不足によりケアが不適切であったことが判明しました。つまり、この人は本来職員2名で介護する必要があったのですが、やむなく1名体制になっていたのです。
この事故から数か月後、行政から「身体的虐待」と認定されました。
たしかに、1名体制で介護したことや技術不足で事故になったことは認めますが、「身体的虐待」と認定されたことは心外です。だって、担当職員は意図的に殴ったりした訳ではないのです。行政対応はどのようにすればよいのでしょうか？

これって「身体的虐待」？

- 養介護事業者等による身体的虐待の例（平成30年3月厚労省老健局p7参照）

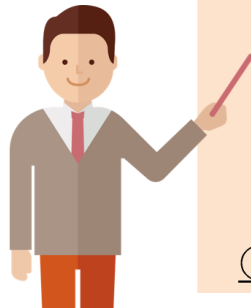
① 暴力的行為

- ・ 平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ・ ぶつかって転ばせる。
- ・ 刃物や器物で外傷を与える。
- ・ 入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・ 本人に向けて物を投げつけたりする。など

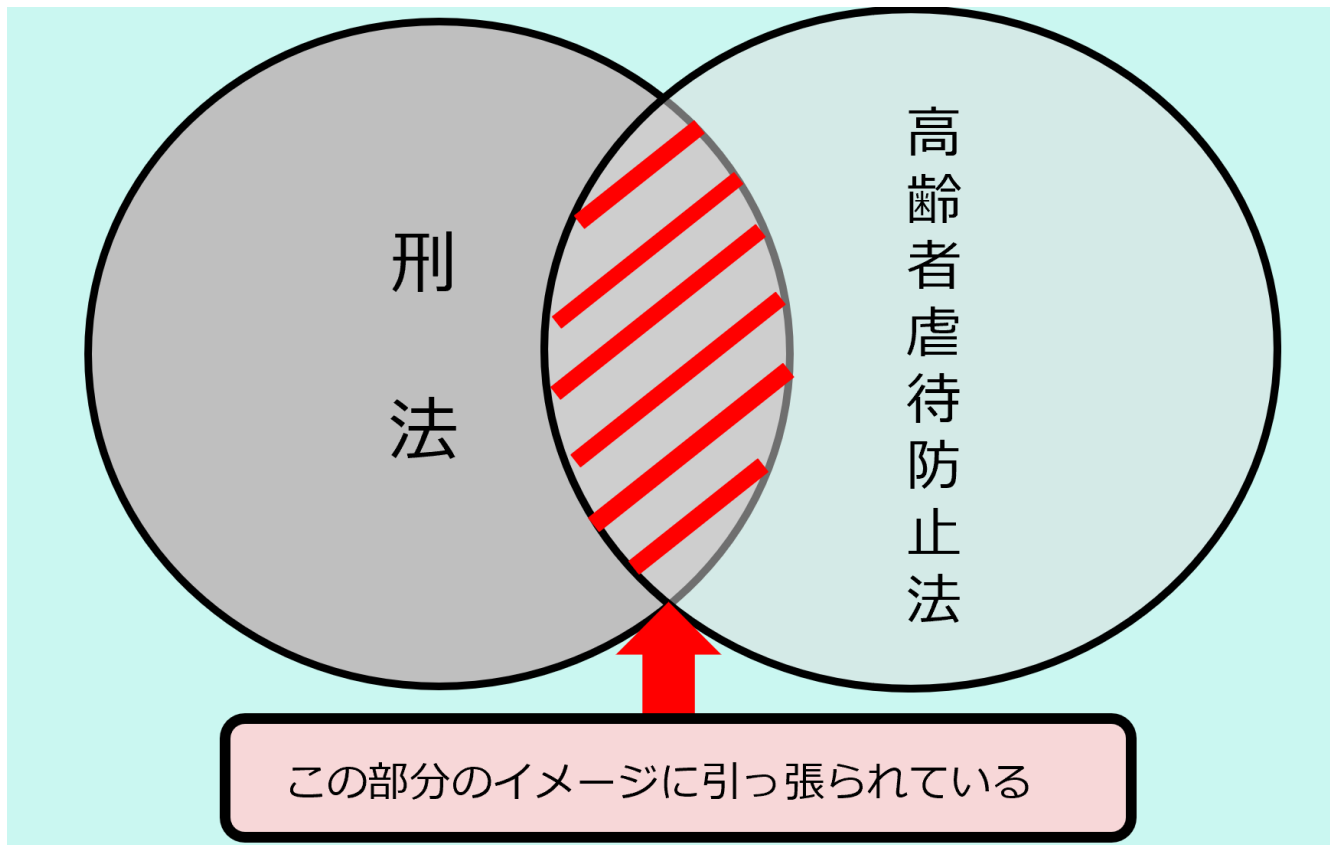
② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ・ 医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・ 介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・ 車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・ 食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。

③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制



「刑法」と「高齢者虐待防止法」の違い



介護事故後の隠蔽の危険性

～隠蔽は「虐待」になる可能性がある～

- ・ 介護事故後、事故を隠す職員はいないか？
- ・ 介護事故後、事実関係が不明な場合に医師が診察するとどうなるか？

高齢者福祉に関わる施設・病院・保健所等の団体や、施設従事者ほかの専門職に対し、早期発見の努力義務を規定（高齢者虐待防止法 5 条）



「介護・世話の放棄・放任」という「虐待」

ii 介護・世話の 放棄・放任

- ① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
 - ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
 - ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
 - ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
 - ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
 - ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。
 - ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など
- ② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為
 - ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
 - ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。など
- ③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為
 - ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
 - ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。など
- ④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
 - ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。など
- ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

弁護士による研修の重要性

～「知らない」では済まされない～

- ・ 令和3年度介護報酬改定の影響
- ・ 「知らない」では済まされない
- ・ 研修を定期的に受けることの重要性

